慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	リューベック市の生誕
Sub Title	Die Entstehung der Stadt Lübeck
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.9 (1958. 9) ,p.747(1)- 756(10)
JaLC DOI	10.14991/001.19580901-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

及 び 紹

木村栄一・高木秀卓共訳モーリス・フォーク 著 Chester I. Barnard, The Functions of the Executive... 『保 **険**』: 逆 青 沼 田 吉 松谷 秋(公)

的・経済的同盟「ドイツ・ハンザ」の盟主として、自他ともにゆる 度その場所をかえたことを述べた。 したリューベック市が、現存地点に最終的に築かれるまでには、三 かつて私は 本誌上において、 中世後期北ドイツ 商業都市の 政治

くない。しかし前記論稿発表ののち、資料や研究文献を渉猟した結 果、リューベック市の建設地選定について、やや明確に論断をくだ 建設当初の伝承文書はない。したがって論定しえない問題はすくな しうるようになった。ここにそれを述べて、前稿を補正する次第で 同市草創期の 諸事情を伝える 資料はきわめてとぼしく、ことに

のは一二二六年のことであるが、それまでの間に同市はつぎのよう ク市がドイツ皇帝直轄の帝国都市=自由都市となった

リューベック市の生誕

高

ある。 五七 二六年にはじめてドイツ帝国直轄都市たる特権状を賦与されたので に入り、さらに一二〇一 建されたのである。しかしそののちも同市の支配者は変った。すな が、一一五八年ザクセン公支配のもとに旧敷地に復帰し、都市は再 称となるが、そのはじめはホールシタイン伯の建設であった。一一 降リューベックはドイツ人の手によって建設されたドイツ都市の名 ブス(=ブルク)としてのいわゆる旧リューベック((Vetus Lubika た。そして一二二三年頃にようやくこの外国人支配から脱し、一二 わち一一八一年ザクセン公の国外追放によってドイツ国王の支配下 な変遷を経ている。最初は第十一世紀三○年代のウェンド族のウル = Altlübeck)である。ついで約一世紀後、すなわち一一四三年以 - 五八年住民は 一時いわゆる レーヴェンシタットに 移った - 二五年の間はデンマークの支配を受け

かかる都市領主の交替、さらに都市聚落建設者の人種的相違のか

〈七四七〉

くに勧奨されたエルベ河以東の地への植民と関連する。前史は第十世紀のはじめドイツ国王ハインリヒー世のとき以来、とスラヴ聚落の経緯はいわばリューベック前史にほかならない。その場所を異にした。後者が今日のリューベック市であるから、前者のたわら、地誌的にみても旧リューベックと新リューベックとはその

ーのポメラニア人への布教活動は史上に名高い。 ーのポメラニア人への布教活動は史上に名高い。 ーのポメラニア人への布教活動は史上に名高い。

までにつくりあげられた植民の成果をすべて無に帰せしめたと伝え叛乱はドイツ人に抵抗しキリスト教に反対するものであって、それい。九八三年のスラヴ人の大叛乱の勃発はこれを証している。この住民=スラヴ人がいずれもキリスト教徒であったということではな住民=スラヴんがいずれもキリスト教徒であったということではなしかしながらエルベとオーデルの両河に挾まれた広大な土地がブ

60 で、ブランデンブルクおよびハーフェルベルクの両司教がそれぞれる。ブランデンブルクおよびハーフェルベルクの両司教がそれぞれる。ブランデンブルクおよびハーフェルベルクの両司教がそれぞれにいたるではかなり不安定であり、エルベ左岸の地方において国田が約定された(一〇〇三年)のちのことであった。したがってエルベ河右岸にいたるまではかなり不安定であり、エルベ左岸の地方において河右岸にいたるまではかなり不安定であり、エルベ上の両司教がそれぞれる。ブランデンブルクおよびハーフェルベルクの両司教がそれぞれる。

西はエルベ河、東はオーデル河、南はエルツゲビルゲ、北はバルーない場とする中間地帯に居住したいわゆるエルベ・スラヴ人をポテーベン人といい、その一支族にアボドリート族があった。この支に挟まれた地帯に居住し、ミキリンブルクを首邑としていた。キリスト教に改宗したその族長ゴットシャルクが領国を建てたのは一〇スト教に改宗したその族長ゴットシャルクが領国を建てたのは一〇スト教に改宗したその族長ゴットシャルクが領国を建てたのは一〇スト教に改宗したその族長ゴットシャルクが領国を建てたのは一〇スト教に改宗したその族長ゴットシャルクが領国を建てたのは一〇スト教に改宗したその族長ゴットシャルクが領国を建てたのは一〇大教会堂所在地の一つにリューベックである。

る。塁壁の直径一〇〇メートル前後というから、この内部に居住した低地に、環状の塁壁をめぐらしたブルクが設けられていたのであたいう。アボドリート族に気にいられた場所は、トラーフェ河の支という。アボドリート族に気にいられた場所は、トラーフェ河の支リューベックとはスラヴ語の ljubu、すなわち 心地よい場所の意

た。 はやくも ドイツ 商人の聚落が 形成されていたのであったれたということのほかに、経済的な意味ももっていた。それはバ防備されたブルクであり、その保護のもとに教会堂が設けられたスラヴ人の 数はさして 多くはなかったと 推定される。 この場所たスラヴ人の 数はさして 多くはなかったと 推定される。 この場所

第十一世紀後半この地点にどれほどの船舶が往来し、いかほどの商取引がおこなわれたかは知るに由もない。これに関与する商人のであった。彼らはしばしば土着民の憤怒の的となった。それゆえ彼であった。彼らはしばしば土着民の憤怒の的となった。それゆえ彼のみならず旧リューベック・ブルク内の教会堂もまた、こののちこれに類する災厄に逢着した。すなわちゴットシャルクは異教信奉者れた類する災厄に逢着した。すなわちゴットシャルクは異教信奉者のた城砦を設けた。しかしデンマークに逃避していたゴットシャルクの子ハインリヒが帰国して故領を回復するにおよんで(一〇九八クの子ハインリヒが帰国して故領を回復するにおよんで(一〇九八クの子ハインリヒが帰国して故領を回復するにおよんで(一〇九八クの子ハインリヒが帰国して故領を回復するにおよんで(一〇九八クの子ハインリヒが帰国して故領を回復するにおよんで(一〇九八クの子ハインリヒが帰国して故領を回復するにおよんで(一〇九八クの子ハインリヒが帰国して故領を回復するにおよんで(一〇九八クの子ハインリヒが帰国して故領を回復するにおよんで(一〇九八クの子ハインリヒが帰国して故領を回復するにおよんで(一〇九八クの子ハインリヒが帰国して故領を回復するにおよんで(一〇九八クの子ハインリヒが帰国して故領を回復するにおよんで(一〇九八クの子)といるといる。

下族の王と自称したが、その首邑をミキリンブルクからワグリア地に、彼の居城(Dynastenburg)となったのであり、それに応じては、彼の居城(Dynastenburg)となったのであり、それに応じては、彼の居城(Dynastenburg)となったのであり、それに応じては、彼の居城(Dynastenburg)となったのであり、それに応じては、彼の居城(Dynastenburg)となったのであり、それに応じては、彼の居城(Dynastenburg)となったのであり、それに応じては、彼の居城(Dynastenburg)となったのであり、それに応じては、彼の居城(Dynastenburg)のもとにおいても、ひきつづきずリビツラーフ(一一三一年以降)のもとにおいても、ひきつづき上城の所在地であった。

対岸の商人聚落が当時相当の経済的繁栄を示していたことに誘発さ たびリューベックを効掠し(一一三八年)これを全潰せしめた。(fi) 他方はこの公領の奪取をはかったノルトマルク伯アルプレヒト・デ れたものとみてよい。 の掠奪はひとりキリスト教反対運動の現われだけではなく、 旧リューベックの教会堂を破壊したクルートの同族ラーケは、 ン公領の継承をめぐる争いが、ドイツ諸侯の間に展開された。一方 シャウエンブルク伯アードルフ二世へハインリヒ公の封臣)が加担 ァ・ベール、そして前者には、アルプレヒトに追従するハインリ はロタールの女婿たるザクセン公ハインリヒ・デァ・シトルツェ、 した。この紛争に乗じて異教ウェンド族は蜂起した。そしてさきに ・フォン・バーデウィデによって、ホールシタインから放逐された ドイツ国王ロタール三世の崩逝(一一三七年)を機としてザク ここに リューベックは、 ブルクも 商人聚落 ブルク ے

地名は、商取引の上から当時すでに遠くバルト海諸地域に知られて に建設されたドイツ都市に移されるのである。 いた。そしてこの『心地よい場所』の名称は、その後間もなく新た ともに再興されることなくその前史を終るのである。ただその(は)

- (1) 拙稿「バルト海都市の建設と都市領主| ついて」本誌三五巻五号(昭和一六年五月)二―四頁。 ーリューベック市に
- Mitteleuropa. (München u. Berlin, 1904) S. 430-1. Konrad Kretschmer, Historische Geographie von
- (m) Hennig Holstein. Bd. 1. (Kiel. 1908) Kap. 7. S. 122. Oldekop, Topographie des Herzogtums
- Kretschmer, a.a.O. S. 427.
- 5 zig. 1937) S. 74. Ebert, Geschichte der ostdeutschen Kolonisation. (Leip-Ebenda. S. 189., Rudolf Kötzschke u. Wolfgang
- 6 Sorben である。 Mikilinburg は今日ヴィスマール市南方のメ クレンブルク村に当る。(Kretschmer, a. a. O. S. 171.) po=an, Labe=Elbe の意であり、Polaben を構成する三 Abodriten (Obodriten), Liutizen (Wilzen),
- (>) Max Hoffmann, Geschichte der freien und Hanse stadt Lübeck. Bd. 1. (Lübeck. 1889) S. 10-11.
- スラヴ語 Bucu はブナ林の意。 (Vgl. UB.BL. I. Nr.

- 9.)
- (๑) Hermann Hofmeister, Altlübeck, (Lübeck. 1912) S. 78. ZVLGA. Bd. 14.
- 10 Ebenda. S. 78-9.
- Hoffmann, a. a. O. S. 14.
- in Wagrien, ZVLGA. Bd. 26. (Lübeck, 1932) S. 436-7.) mar, 氏は、このほかに、トラーフェ河対岸の丘上、すなわちドイッ に教会堂があっただけというのが通説であるが、先年ビーライエ 根源地となるのである。なおワグリア地方には、旧リューベック 従事していた司祭ヴィツェリンに与えた〈UB. Str. I. Nr. 1.)。 商人聚落にも教会堂があったといっている。(Jon. Kretzsch-これを機として旧リューベックは、後年のリューベック司教領の ーベック・ブルク内の教会堂と土地とを、当時この地方の伝道に この翌年(一一三九年)ドイツ国王コンラード三世は、 Besprechung betr. Biereye; Vizelin-Kirchen

を確認し、他方ハインリヒ・フォン・バーデウィデには新設のラッ は、ザクセン公として一方アードルフ伯にホールシタイン領の領有 ツェブルク伯領を委ねた。この措置をもって両者の間にわだかまっ 一四二年ザクセン公国をめぐる紛争は解決した。この年ハイン ヒ・デァ・シトルツェの子ハインリヒ・デァ・レーヴェ(獅子公)

然条件をそなえた地形であった。 の連絡は、城砦のある北端の道路(メクレンブルク地方に通ずる) 側をワーケニッツ河によって囲まれた隋円形の丘であって、外部と 前破壊された近くのウェンド族ブルクの地名を踏襲して、 長クルートが城砦を設けたブクーの丘をその居城の地と定め、五年 を示したのである。この翌四三年アードルフ伯は、さきにスラヴ族 ていた暗雲を一掃し、兼ねて両伯を臣従せしめるという政治的手腕 ク(Lubeke)と命名した。ここは西側をトラーフェ河、東側・南 南端の渡船とによるほかなく、 したがって防衛にはすぐれた自 リュー ~

のもとに生活をいとなんだ。 もに、 た。この勧奨に応じた者が、都市領主たる伯およびその扈従者とと アードルフ 伯は 西ドイツの ウェストファーレン、 彼らはブクーの丘の南部にその居を構え、北部のブルクの保護 さらにホラント、フランドルに使者を派遣して、移住者を募っ 新しいドイツ人聚落リューベックの住民を構成したのであっ フリースラン

が、東ドイツ植民が強力に開始されて以来は、次第にトラーフェ河(w)とのでは、東ドイツ植民が強力に開始されて以来は、次第にトラーフェ河に建設されたドイツ都市シュレースウィヒを経由しておこなわれた ロシアの魚と毛皮の交換を主要なものとする。 こからトラーフェ河を下航してバルト海に出るのは容易である。バ 水陸交通のいずれとも地の利をえていたことと関連する。ことにこ 移住者の大部分の生業は商業であった。それはこのブクーの丘が -西ドイツ・フランドルの塩と織物、スカンジナビア・ ーは、最初第十世紀

> 出現を意味したのであった。 スレー塩井の開発は、リューネブルク塩にとって恐るべき競争者の らである。したがってリューネブルクの塩は、第十四世紀まではラ 至難であった。それはこの河が浅く、小舟しか航行できなかったか て、ラッツェブルク湖に発するワーケニッツ河を利用することは、 ツェブルク アルトレンブルク (のちにラウエンブルク)・ ルク 井塩も 大量取引された。しかし 同地から バルドウィーク――のだけではなかった。ハインリヒ獅子公の支配下にあるリューネブ ラーフェ河口に近い新しいリューベックの将来の発展は約束されて 利用した。塩が商品として有する重要性をかえりみただけでも、 にアードルフ伯の経営するオルデスレーの井塩はトラーフェ舟運を 経由で東方海上に出る経路が多くとられるようになっていた。こと いたといってよい。ただし東方へ送られる塩はオルデスレー産のも それだけにアードルフ伯がワグリア地方獲得後着手したオルデ -リューベックにいたる いわゆる「塩の道」におい メールン・ ーラッ

伯にさきの盟約遵奉を申入れたニクロットは、封主ザクセン公の命 同時にウェンド族に対する十字軍を発令した。このときアードルフ ドルフ伯はこの地に本拠を構えるに当ってアボドリート族ニクロッ ト三世がパレスチナへの十字軍遠征を企てた際、ザクセン公もまた ト侯と友好関係を約した。しかるに一一四七年ドイツ国王コンラー 新しいリューベックは建設途上において災禍に見舞われた。アー

くこれを支えることができたのであった。 を焼いたと伝える。しかし二日にわたるブルフ攻囲に対しては、よベックに侵入し、三○○余名の住民を殺し、南端の港にあった商船である。この年六月ニクロットの軍はトラーフェを渡河してリュー令によってこれに応諾しえない伯に対して、反抗するにいたったの

に盛んとなっていったのであった。 取引は、南端および西側の河港における商取引とならんで、日まし通する街路上に露天市場が開かれ、その市場交易なかんずく食料品通する街路上に露天市場が開かれ、その市場交易なかんずく食料品ので、の襲撃ののちアードルフ伯は、リューベックの新建設に力を注に盛んとなっていったのであった。

を禁止しわずかに食料品の取引を許すという強圧的措置をとるにいる。ここに獅子公は、後者については一一五六年オルデスレーの塩る。ここに獅子公は、後者については一一五六年オルデスレーの塩る。ここに獅子公は、後者については一一五六年オルデスレーの塩の支配するザクセン都市バルドウィークを凌駕する勢いを示したからであり、さらにリューネブルク井塩の収入を激減させたからである。ことがある。ことがある。ことがある。ことがあるにリューベックの景況は、アードルフ伯の封主ハインリヒレかるにリューベックの景況は、アードルフ伯の封主ハインリヒ

後間もなく気鋭のドイツ商人を新たに迎えいれたことであった。すうちに追いやられた。ただこの窮状をわずかに救ったものは、そのかくてその経済力の根拠を奪われたリューベック住民は、困惑の

なわちそれまで北方のドイツ辺境の重要市場であったシュレースウィヒ市においては、ハインリヒ獅子公とデンマーク王スヴェン三世ってたのである。この地区を教会名にちなんでペトリ丘と称する。彼てたのである。この地区を教会名にちなんでペトリ丘と称する。彼てたのである。この地区を教会名にちなんでペトリ丘と称する。彼のかいが、トラーフェ河の舟運の発展性に着目したことは容易に推でないが、トラーフェ河の舟運の発展性に着目したことは容易に推定ないが、トラーフェ河の舟運の発展性に着目したことは容易に推定ないが、トラーフェ河の舟運の発展性に着目したことは容易に推定ないが、トラーフェ河の舟運の発展性に着目したことは容易に推定することができる。バルト海に注ぐシュライ河に沿ったシュレースウスウィヒ市における彼らの体験が、聚落地点の決定にあずかって力あったとなして大過ないであろう。

史に終止譜を打ったのである。 しかし新鋭分子をえて、リューベックは、その十五年の短い歴祭された最初のドイツ人聚落リューベックは、その十五年の短い歴第された最初のドイツ人聚落リューベックは、その十五年の短い歴第された最初のドイツ人聚落リューベックが経済的不振の境地からたりに継いによって南部・西部の商人聚落はほとんど全焼の憂目になかったが、住民が労力と費用とを投じて築きあげた聚落は大部なかったが、住民が労力と費用とを投じて築きあげた聚落は大部なかったが、住民が労力と費用とを投じて築きあげた聚落は大部なが、住民が労力と費用とを投じて築きあげた聚落は大部の大田の大田のである。

(+) Die Chroniken der niedersächsischen Städte: Lü-

beck, Bd. 1. (Leipzig. 1884) S. 233.

- (Neumünster. 1954) S. 27.
- (m) Oldekop. a.a.O. Bd. 2. (Kiel. 1908) Kap.13. S. 75.
- 六号(昭和二九年六月)二頁。(4) 拙稿「中世リューネブルク井塩の取引について」本誌四七巻
- (5) 同、七頁。
- 6) Hoffmann, a.a.O. Bd. 1. S. 15-6.
- (7) Chroniken, a.a.O. S. 235.
- (∞) Luise von Winterfeld, Versuch über die Entstehung des Marktes und den Ursprung der Ratsverfassung in Lübeck. ZVLGA. Bd. 25. (Lübeck. 1929) S. 375.
- (๑) Hoffmann, a.a.O. Bd. 1. S. 19.
- 2) Oldekop, a.a.O. Bd. 2. Kap. 13. S. 75.
- ii) Winterfeld, a.a.O. S. 392.
- (2) Hans Planitz, Die deutsche Stadt im Mittelalter (Graz-Köln. 1954) S. 141.
- (A) Vgl. Erich Hoffmann, Die Herkunft des Bürgertums in den Städten des Herzogtums Schleswig. (Neumünster. 1953) S. 95.
- 4) M. Hoffmann, a.a.O. Bd. 1. S. 19.

Ξ

逼迫状態に追いやられたリューベック住民に対して、ザクセン公の高圧的態度はゆるめられるところなかった。商取引は制限され、の高圧的態度はゆるめられるところなかった。商取引は制限され、に屈するのやむなきにいたった。すなわちアードルフ伯の保護からに屈するのやむなきにいたった。すなわちアードルフ伯の保護からに屈するのやむなきにいたった。すなわちアードルフ伯の保護からに屈するのやむなきにいたった。すなわちアードルフ伯の保護からた。ここはラッツェブルク伯領であり、ここに営まれた新聚落は、る。ここはラッツェブルク伯領であり、ここに営まれた新聚落は、る。ここはラッツェブルク伯領であり、ここに営まれた新聚落は、る。ここはラッツェブルク伯領であり、ここに営まれた新聚落は、る。ここはラッツェブルク伯領であり、ここに営まれた新聚落は、る。ここはラッツェブルク伯領であり、ここに営まれた新聚落は、るの高圧的態度はゆるめられるところなかった。商取引は制限され、の高圧的態度はゆるめられるところなかった。商取引は制限され、の高圧的態度はゆるめられるところなかった。

公はアードルブ伯に対して焼跡地リューベックの譲渡を迫った。数所取引の盛行は望みえない。したがってレーヴェンシタットは、獅猫は期待しえず、かつこの河は小舟の航行が可能であるにすぎず、ではなかった。ワーケニッツ河に沿っていても、これによる聚落防益を享受しうる所以とはいえ、しかしここは都市聚落としての適地この地に居住することは、ハインリヒ公の権力を背景に諸般の利

なったのである。それは一一五八年のことであった。地はアードルフ伯の手を離れて、ハインリヒ公の領有するところと権利をハインリヒ公に売却することとし、ここにリューベックの土値の折衝ののち、伯もまたその強力な封主の圧力に屈して、リュー回の折衝ののち、伯もまたその強力な封主の圧力に屈して、リュー

建設されたのではあったが、都市の中核地区は変っていた。 かっしい ボールシダイン伯治下の第二次リューベックと同一敷地にた。 ただし、旧リューベックをも含めて第三次に当るこのリューベルの地に復帰した。そして翌五九年にかけて、ザクセン公ハインリー年たらずで、レーヴェンシタットの住民はふたたびリューベッー年たらずで、レーヴェンシタットの住民はふたたびリューベッ

こと等は、建設者を決意させた条件であったといってよい。一切に市民の家屋が構築されたことである。第二次リューベック末週に市民の家屋が構築されたことである。との中央部が市場として選定されたのは、種々の理由があったろう。第二次リューベック末週におけるペトリ丘の聚落に接する地点であること、西側のトラームの中央部のブナ林がきりひらかれて市場広場が設けられ、この周丘の中央部のブナ林がきりひらかれて市場広場が設けられ、この周丘の中央部のブナ林がきりひらかれて市場広場が設けられ、この周丘の中央部のブナ林がきりひらかれて市場広場が設けられ、この周上の中央部のブナ林がきりひらかれて市場広場が設けられ、このブクーの上では、建設者を決意させた条件であったといってよい。

こに定着した市民層であったかは、先年来論争されたところであるこの発意が誰からでたか。都市領主ハインリヒ公であったか、こ

が、いまここには触れない。ただこの市場が、同市を南北に並行しる) を指揮するがごときは、不可能事であったといわねばならな 経緯によって明らかである。ただしその関与は、都市領主としての 故地において知見ずみの体験が大きく作用したとみるべきものと、 ること、さらに第二次リューベック建設に際して募られた住民も、の中間に市場を設置するのは西ドイツの古い都市に典型的にみられ ただ実際問題として、公は政治活動に忙殺されていたために、リュ の意味で公はその利益ー と期待される金銭収入について関心をよせたことは否みえない。 資格においてのものであり、その際リューベック市より徴収しうる 私は考えていることを述べるにとどめる。ハインリヒ獅子公もリュ な少数首脳市民の団体によって遂行されたのであり、その際彼らが していたことをここに挙げて、もって都市設定の事業は、町役人的 かつその資力および家格の点からリューベック市民の首脳層を形成 シュレースウィヒ市からの移住者も、ともに西ドイツ出身者が多く、 て縦貫する二本の主要街路の中間に設けられており、この並行道路 - ベック市建設について無関心ではありえなかったことは、上述の ベック市建設途上の具体的諸問題を、公みずから劃策しその処理 いわゆる財庫的利益を考えたのである。

年ハインリヒ公はオルデンブルク司教領の本拠をここに移した。当くなったことである。代ってここは宗教的中心となった。一一六〇展に応じて、南部の旧市場地区が解消し、南端の河港も利用されな第二次リューベックとの相違点の第二は、右の中央部の市場的発

てこの南部に本山聖堂を備えることになったのである。 型マリア教会堂、東部に聖ヨハニス修道院(一一七七年建立)、そし ・ 一ベック市は、その西南部に聖ペトリ教会堂、中央の市場地区に ・ 本山聖堂に改築された。ハインリヒ公は都市領主として、この地区 本山聖堂に改築された。ハインリヒ公は都市領主として、この地区 ・ 本山聖堂に改築された。ハインリヒ公は都市領主として、この地区

一年までつづいた。 離れてドイツ国王直轄の都市となる。そしてこの支配関係は一二〇 離れてドイツ国王直轄の都市となる。そしてこの支配関係は一二〇 に、翌八一年リューベックは皇帝軍の入城するところとなり、公は た。翌八一年リューベックは皇帝軍の入城するところとなり、公は とこののち一一八〇年にいたり、ハインリヒ公は皇帝フリートリヒ

デマール二世によってブルクの周辺から煉瓦のそれに改められていて、リューベック市もまたデンマークの支配下におかれるにいたったといれたのであったが、一二二五年にいたるまで、その北部のブルクには、デンマーク人の領主が駐在した。しかしこの外国人支配にもかかわらむしろ外観・内実ともに、この時代にかえって一層整備されたといれたのであったが、一二五年にいたるまで、その北部のブルクには、ディック市もまたデンマークの支配下におかれるにいたった(一二しかもこの間デンマーク勢力は南下してドイツ北境を侵し、リュしかもこの間デンマーク勢力は南下してドイツ北境を侵し、リュしかもこの間デンマーク勢力は南下してドイツ北境を侵し、リューベック市もまたディマーク勢力は南下してドイツ北境を侵し、リューベック市もまたディマーク勢力は南下してドイツ北境を侵し、リューベック市もまたディマーク勢力は南下してドイツ北境を侵し、リューベック市もまたディマーク勢力は南下してドイツ北境を侵し、リューベック市もまたディマーク勢力は南下してドイツ北境を侵し、リューベック市もまたディアルのでは、アロール・ファールの領土が対象では、アロールの外域である。

(音)。また一二〇一年五月十二日附の文書――これはシャウェンブった。また一二〇一年五月十二日附の文書――これはシャウェンブった。また一二〇一年五月十二日附の文書――これはシャウェンブった。また一二〇一年五月十二日附の文書――これはシャウェンブった。また一二〇一年五月十二日附の文書――これはシャウェンブった。また一二〇一年五月十二日附の文書――これはシャウェンブった。また一二〇一年五月十二日附の文書――これはシャウェンブった。また一二〇一年五月十二日附の文書――これはシャウェンブった。また一二〇一年五月十二日附の文書――これはシャウェンブった。また一二〇一年五月十二日附の文書――これはシャウェンブった。

こ。
ここ三年以来のシュエーリン伯ハインリヒを中心とするデンマーニニ三年以来のシュエーリン伯ハインリヒを中心とするデンマーニニ三年以来のシュエーリン伯ハインリヒを中心とするデンマーニニ三年以来のシュエーリン伯ハインリヒを中心とするデンマーニニニ年以来のシュエーリン伯ハインリヒを中心とするデンマーニニニ年以来のシュエーリン伯ハインリヒを中心とするデンマーニニニ年以来のシュエーリン伯ハインリヒを中心とするデンマーニニニ年以来のシュエーリン伯ハインリヒを中心とするデンマーニニニ年以来のシュエーリン伯ハインリヒを中心とするデンマーニニニ年以来のシュエーリン伯ハインリヒを中心とするデンマーニニニーのでは、

(~) Chroniken, a.a.O. S. 245; Emil Hinrichs, Bild der Landschaft, in Geschichte der freien und Hansestadt Lübeck, hrsg. v. Fritz Endres. (Lübeck. 1926) S. 274.

- 2 Winterfeld, a.a.O. S. 394.
- Münster Westf. 1955. S. 9-89.) am Beispiel Lübecks. in Westfalen—Hanse gen zur Frage des Gründerkonsortiums vornehmlich Ratsbildung deutscher Fernhandelsstädte. Untersuchun-女史は最近公刊された論稿においても、レーリヒ反対論を依然強 きであると主張する (Winterfeld, a.a.O. S. 421, 422, 460.)。 はなく、ハインリヒ獅子公をもって同市の本来の建設者とみるべ て、リューペックは二四名の請負者組合によって建設されたので 的功績であったとする。そして都市建設請負者組合が、宗教団体 て、リューベック市における最も特筆すべきドイツ市民層の創造 のそれは、市民層の手になったとし、この市場聚落の設置をもっ く展開されている(L. v. Winterfeld, Gründung, Markt-und ったんいう (Fritz Rörig, Hansische Beiträge の利用に当てられた場所を除いて、同市全域の土地分配をおこな 故レーリヒ教授は、リューベック市の建設なかんずく中央部 これに反対する 筆頭者は フォン・ウィンター 女史 であっ Wirtschftsgeschichte. Breslau. 1928. S. 41, 44, 54, -Ostseeraum. zur deuts-
- alterliche Stadtgrundriss im nördlichen Deutschland. (Berlin. 1914). S. 9, 11. Planitz, a.a.O. S. 96-7; Franz Meurer, Der mittel-

- に編みこんだのであった。」(Planitz, a.a.O. S. 145.) 大な公の世界的意義がある。これがことの政治的側面である。 ために、西ドイツで発達した勢力を解放したのである。ここに偉 ってリューベックにおいてバルト海貿易の大繁栄をひきださんが 方に役立たせようとした。かくて彼は、自由な権利を賦与し、 歩をもってその自由な制度に発するとみ、 他的精神にあるのでもない。彼は、西ドイツ諸都市の経済的大進 いで経済的には、ドイツ商人はバルト海をドイツ経済地域のなか もなく、また他の人々の考えたように、金銭的利得を断念した利 「公の動機は、多くの人々のいうように、過度の貪欲にあるので ニッ ッ教授は近著においてつぎのごとくのべている。 この成果を彼の植民地
- 6 UB. BL. Bd. I. Nr. 7.
- (UB.BL. Bd. 1. Nr. 9.) マリア教会堂が資料に初見するのは一一七〇年である。
- (∞) M. Hoffmann, a.a.O. Bd. 1. S. 27-8.
- 9 Waldemar von Dänemark. (Jena. 1879) S. 29 ff. Dietrich Schäfer, Die Hansestädte König
- (11) UB. StL. Bd. 1. Nr. 9. (A) Chroniken, a.a.O. S. 59. Vgl. Hugo Ratgens, Die (Lübeck. 1921) S. 94. Burgtorbefestigung Lübecks. Lübische Forschungen.

九世紀後半におけるイギリス資本主義 の変貌と労働組合運動の変転(そのこ)

労働者階級と政治運動、とくに一八六七年の

第二次選挙法改正の意義について

鼎

一八六七年の第二次選挙法改正の意義政治的改革運動の勃興 一八四八年以後のチャ 同胞民主協会の役割 ーチスト運動と国際主義

労働運動における機会主義の見事な結合」として特徴づけられるの であるが、それはイギリス資本主義の繁栄によってもたらされた労 巻第四号拙稿を参照)。 すなわち 一八五〇年代以後に 成立した 「ニ であったか、この点についてほぼ理解することができた〈第五十一 がどのような変貌をとげたか、そしてその理由が何に由来するもの ユー・モデル」の性格は、かんたんに言って「政治的日和見主義と われわれはすでに、十九世紀後半の英国において、労働組合運動

その巧妙な政治的かけひきによって政治上のもろもろの権利を獲得三〇年間、ジャンタによって指導された労働組合は、一方において **反映にほかならなかった。一八五○年代から一八八○年代にいたる** 資間の対立の緩和、両者の妥協苟合・ 助機関に堕落せしめたにもかかわらず、またその反面、その柔軟性 るのに成功したのであった。労働組合運動にとって忘れることので 地を媒介とする超過利潤のわけまえにあずかることによって に富む戦術や功利主義的な打算の上にうち樹てられた政策は、過去 きない戦闘的精神の喪失や、 ともに、労働組合の合法的な地位を確立しその基礎をより鞏固にす の戦闘的労働組合主義が、容易に獲得しえなかった多くの権利を、 とする労働貴族的な政策は、労働組合をもって共済組合的な相互扶 し、他方その豊富潤沢な資金をもって労働条件の改善に努力すると ともすれば組合員大衆から遊離しよう 労働者階級の上層部が植民

十九世紀後半におけるイギリス資本主義の変貌と労働組合運動の変転